

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾交付要綱

(令和5年4月6日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格の高騰の影響を受け、なお厳しい経営環境に置かれている市内の事業者に対して更なる支援を行うため、予算の範囲内において各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾（以下「支援金第2弾」という。）を交付することについて、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援金第2弾の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない会社及び個人でないこと。
- (2) 市内に事務所又は事業所を有し、市内で事業を営む者であること。
- (3) 第5条第1項又は第2項の規定による支援金第2弾の交付の申請をする日（第4条第2項において「申請日」という。）から1年以上継続して市内で事業を営む予定があること。
- (4) 市税の滞納がない事業者であること。ただし、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第59条第1項の規定により、当該市税について新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けている場合は、滞納がないものとみなす。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者でないこと。
- (6) 政治団体でないこと。
- (7) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (8) 規則第3条の3各号のいずれにも該当しない者であること。

(支援対象経費)

第3条 支援金第2弾の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援金第2弾の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市内で事業を営むために要した経費のうち、当該申請者が指定する令和4年11月から令和5

年1月までのいずれか1月（以下「支払月」という。）において支払ったエネルギー経費（ガソリン、軽油、ガス、電気、灯油又は重油の購入に要する費用をいう。以下同じ。）の合計額とする。この場合において、支援対象経費の額は、7万円以上でなければならない。

（支援金第2弾の額）

第4条 支援金第2弾の額は、次の表の左欄に掲げる支援対象経費の額の区分に応じ、同表の右欄に定める支援金額とする。

支援対象経費の額	支援金額
7万円以上10万円未満	1万7,000円
10万円以上15万円未満	3万円
15万円以上20万円未満	4万3,000円
20万円以上25万円未満	5万6,000円
25万円以上30万円未満	6万9,000円
30万円以上35万円未満	8万2,000円
35万円以上	9万5,000円

2 前項の規定にかかわらず、各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱（令和4年11月29日決裁）第1条に規定する各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金（以下「支援金第1弾」という。）の交付を受けていない者であって岐阜県から同種の補助金等の交付を受ける者に係る支援金第2弾の額は、同項の規定により算定した額から基準額（当該岐阜県から交付を受ける補助金等の額から次の表の左欄に掲げる支援対象経費の額の区分に応じ、同表の右欄に定める差引金額を減じて得た額（その額が零を下回る場合にあっては、零）をいう。）を控除して得た額とする。

支援対象経費の額	差引金額
7万円以上10万円未満	4万円
10万円以上15万円未満	7万円
15万円以上20万円未満	10万円
20万円以上25万円未満	13万円
25万円以上30万円未満	16万円
30万円以上35万円未満	19万円
35万円以上	20万円

3 前項の規定により算定する場合において、支援金第2弾の額が零以下となるときは、支援金第2弾は、交付しないものとする。

（支援金第2弾の交付の申請）

第5条 申請者は、各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾交付申

請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。ただし、支援金第1弾の交付を受けている場合であって、当該交付の申請の際に添付した第2号ア又は第3号ア及びイに掲げる書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾実績報告書（様式第2号）
 - (2) 申請者が法人である場合にあっては、次に掲げる書類の写し
 - ア 当該法人の登記事項証明書
 - イ 支援金第2弾の振込みを希望する金融機関の口座が分かる書類等（当該法人名義のものに限る。）
 - (3) 申請者が個人事業者（事業を行う個人をいう。以下同じ。）である場合にあっては、次に掲げる書類の写し
 - ア 各務原市本人確認事務取扱要綱（令和3年9月21日決裁）別表第1に掲げる書類のうちいずれか1点
 - イ 確定申告書、営業証明書等の第2条第2号に掲げる事項を確認することができる書類等
 - ウ 支援金第2弾の振込みを希望する金融機関の口座が分かる書類等（当該個人事業者名義のものに限る。）
 - (4) 支援対象経費の内訳が分かる書類
 - (5) 市長が別に定める誓約書
 - (6) 支援金第1弾の交付を受けていない場合にあっては、岐阜県からの同種の補助金等の交付状況が分かる書類
 - (7) 提出書類チェックシート
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請を各務原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年条例第4号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合は、市ウェブサイト上の専用入力フォームに必要な事項を入力し、送信する方法により行うものとする。
- 3 前項の場合において、各務原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和3年規則第9号）第4条第2項ただし書の規定により、同項本文の規定による措置を要しないものとし、同項ただし書の市長等が指定する方法は、申

請者が法人である場合には第1項第2号ア、個人事業者である場合には同項第3号アに掲げる書類の写しを前項の専用入力フォームに添付し、送信する方法とする。

(支援金第2弾の交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による支援金第2弾の交付の申請があったときは、その内容を審査し、速やかに支援金第2弾の交付の可否を決定し、各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業支援金第2弾交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(支援金第2弾の交付)

第7条 市長は、前条の規定により支援金第2弾の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に支援金第2弾を振り込むものとする。

(支援金第2弾の交付の回数)

第8条 同一の申請者が支援金第2弾の交付を受けることができる回数は、1回限りとする。

(交付決定の取消し)

第9条 市長は、支援金第2弾の交付の決定を受けた者が虚偽その他不正な行為により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(手続の統合及び省略)

第10条 規則第19条の規定により、規則第4条の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

(宛先)各務原市長

フリガナ			
法人名 個人事業者屋号（ない場合空欄）			
代表者役職 （ない場合空欄）		フリガナ 法人代表者氏名 個人事業者氏名	
住所・所在地 （法人の本店所在地） （個人事業者自宅住所）	〒		

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾交付申請書兼請求書

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾（以下「支援金第2弾」という。）の交付を受けたいので、各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、この申請に係る審査を行うに当たり、市が申請者の市税の納入状況を調査することを承諾します。

また、支援金第2弾の交付の決定があった場合は、次のとおりその交付を請求します。

- 1 交付申請額 県支援金の交付等を受ける場合は、申請額にご注意ください。

申請額

円

- 2 振込先情報

金融機関名 （該当する名称の□に ☑を記入）		<input type="checkbox"/> 銀行	<input type="checkbox"/> 金庫
		<input type="checkbox"/> 組合	<input type="checkbox"/> 農協
支店名 （該当する名称の□に ☑を記入）		<input type="checkbox"/> 本店	<input type="checkbox"/> 支店
		<input type="checkbox"/> 本所	<input type="checkbox"/> 支所
預金種類 （該当する種類の□に ☑を記入）	<input type="checkbox"/> 1. 普通	<input type="checkbox"/> 2. 当座	
口座番号			
口座名義人 （カタカナで記入）			

※ 口座番号が6桁以下の場合、はじめに「0」を記入してください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください（申請者が法人の場合は、当該法人名義の口座に限ります。）。また、振込先情報は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

事務局記入欄

口座種別

金融機関

支店

事務局記入欄

No.

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾実績報告書

支援金第2弾の交付を受けようとする経費について、次のとおり報告します。

エネルギー経費（令和4年11月～令和5年1月のうち、いずれかひと月）

支払月 <small>（支援金第2弾の交付対象の月）</small>	月	
支払月の合計金額	円	次のいずれかにチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 7万円以上10万円未満 <input type="checkbox"/> 10万円以上15万円未満 <input type="checkbox"/> 15万円以上20万円未満 <input type="checkbox"/> 20万円以上25万円未満 <input type="checkbox"/> 25万円以上30万円未満 <input type="checkbox"/> 30万円以上35万円未満 <input type="checkbox"/> 35万円以上

内訳

ガソリン・軽油	電 気	ガ ス	灯 油	重 油
円	円	円	円	円

事業のエネルギー経費と家庭のエネルギー経費が合算されている場合は、
家事按分後、事業のために使用した経費の金額を記入してください。

事務局記入欄	No.					
--------	-----	--	--	--	--	--

様式第3号（第6条関係）

各務原市指令 第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業
支援金第2弾交付（不交付）決定通知書

年 月 日 付けで申請のありました各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾の交付について、次のとおり決定しましたので、各務原市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金第2弾交付要綱第6条の規定により通知します。

審査結果	交 付 不交付
交付決定金額	円
交付条件	1 虚偽その他不正な行為により交付を受けた場合は、支援金第2弾の全部又は一部の返還を命ずるものであること。 2 市長若しくはその委任を受け、若しくはその命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。
不交付の理由	